

令和 6 年 1 月 19 日 開催

令 和 6 年

第 12 回

函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

令和6年第12回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年12月19日（木） 開会 16：30 閉会 17：20

2 開催場所 函館市役所 8階大会議室

3 出席委員

議長	立 藏 義 春	6 番	山 田 美代子
1 番	川 村 稔	7 番	近 江 政 夫
3 番	佐 藤 勉	8 番	菅 原 秀 樹
4 番	大 槻 寅 男	9 番	西 浦 克 彦
5 番	八 戸 千 修		

以上 9 名

4 事務局出席者

局次長	吉 田 浩 樹	主任主事	笠 原 未 帆
農地課長	石 岡 正 直	主任主事	佐々木 大 介
主査	奥 野 秀 光	主 事	小笠原 康 太

以上 6 名

5 付議事項

- 議案第1号 土地の現況証明書の交付について
- 議案第2号 農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画（所有権移転および利用権設定）の決定について
- 議案第5号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について
- 議案第6号 地域計画に係る目標地図の素案の決定について
- 報告第1号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）

16：30 開会

議長（立藏会長）

ただいまより、令和6年第12回農業委員会総会を開会いたします。

まずははじめに、「農業委員会憲章」を唱和いたします。

委員ならびに事務局職員は、ご起立願います。

函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

ご着席願います。

続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案6件、報告1件、計7件となっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日の日程に進みます。

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、6番山田委員、7番近江委員の両名を指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

次に、日程第2、議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の4ページをお開き願います。

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を、ご説明申し上げます。

本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が3件あったことから、審議を求めるものでございます。

5ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は2筆合計1千589平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりでございます。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は1万8千101平方メートル、都市計画区域は、都市計画区域外でございます。

所有者は記載のとおりでございます。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

番号3についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は2筆合計1千144平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりでございます。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

また、番号1から番号3まで願出の目的は、いずれも地目変更のためで、記載の3名の農業委員にて12月12日に現地調査を行っております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、3番佐藤委員からご報告願います。

3番（佐藤委員）

議案第1号、現況証明書の交付について、番号1から番号3に係る現地調査結果ですが、この案件について、大槻委員、八戸委員と私を合わせた農業委員3名と事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

申請地の現況につきまして、番号1については、耕作によらず雑草が繁茂した雑種地でありました。

番号2については、灌木や樹木が茂り、原野状態がありました。

番号3については、傾斜地であり、樹木が茂り、山林状態がありました。

のことから、番号1および番号3について農地・採草放牧地以外と証明することが相当と判断しました。

以上、議案第1号、番号1から番号3についての調査結果としてご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、願い出のとおり証明することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員からご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件について、願い出のとおり証明書を交付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、願い出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の8ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第18条第6項の規定により、1件の合意解約通知書の提出があったので、その解約の成立状況について、審議を求めるものでございます。

9ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、5千951平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容につきましては、平成12年4月28日付け農地法第3条許可で、解約申入日、合意解約日および土地の引渡日とともに令和6年11月30日となっております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して3番佐藤委員からご報告願います。

3番（佐藤委員）

議案第2号、農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について、番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号 1 について、事務局から説明を受け、合意解約における要件について、調査委員 3 人が資料を確認し、検討した結果、合意解約日から農地の引渡し期限が 6 カ月以内であるなど、通知内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第 2 号、番号 1 についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、合意内容が真正なもので、要件を満たしているかどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第 2 号「農地法第 18 条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を採決いたします。お諮りいたします。

本件について、「合意解約の要件を満たしており、賃貸借の解約が成立している」と認めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、日程第 4、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の 10 ページをお開き願います。

議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第 3 条第 1 項の規定により、1 件の所有権移転の許可申請があったので、審議を求めるものでございます。

11 ページをお開き願います。

番号 1 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、12 筆合計 9 万 5 千 186 平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

12 ページをお開き願います。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、13 ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、3番佐藤委員から、ご報告願います。

3番（佐藤委員）

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、農地の所有権移転に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号、番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

次に、日程第5、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、本件の番号 1について、西浦委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に基づく議事参与の制限にあたります。

そこで、議事の流れですが、本件番号 1について、西浦委員に退室いただき、議案説明、予備審査報告、審議、採択まで行い、番号 2から、全委員で、ご審議いただきたいと考えております。

このような進め方で、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのように進めさせていただきます。

西浦委員は、ご退室願います。

(西浦委員退室)

それでは、事務局に番号 1についての議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の 14 ページをお開き願います。

議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」の番号 1についてをご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により申し出のあった所有権移転 1 件の農用地利用集積計画の決定について、審議を求めるものでございます。

15 ページをお開き願います。

番号 1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は 6 筆合計 9 千 563 平方メートル、権利の種類は所有権、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

利用目的は畑、所有権の移転時期および引渡しの時期は、令和 7 年 1 月 31 日、申請理由は、譲渡人が生前贈与、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、16 ページが箇所図、17 ページが調査書となってございます。

番号 1については以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、3 番佐藤委員から、ご報告願います。

3 番（佐藤委員）

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、農地の所有権移転に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人および譲渡人の経営状況や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員3名が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第4号、番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第4号、番号1「農用地利用集積計画の決定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件番号1については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

西浦委員は、入室願います。

（西浦委員着席）

それでは、事務局に番号2から番号5についての議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」の番号2から番号5についてをご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により申し出のあった所有権

移転3件および利用権設定1件、計4件の農用地利用集積計画の決定について、審議を求めるものでございます。

18ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は2万1千819平方メートル、権利の種類は所有権、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

利用目的は畠、所有権の移転時期および引渡しの時期は、令和7年4月1日、申請理由は、譲渡人が相手方要望、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、19ページが調査書となってございます。

続きまして、20ページをお開き願います。

番号3についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は2千821平方メートル、権利の種類は所有権、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

利用目的は畠、所有権の移転時期および引渡しの時期は、令和7年4月1日、申請理由は、譲渡人が相手方要望、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、21ページが調査書となってございます。

続きまして、22ページをお開き願います。

番号4についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は3千530平方メートル、権利の種類は所有権、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

利用目的は畠、所有権の移転時期および引渡しの時期は、令和7年2月1日、申請理由は、譲渡人が相手方要望、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、23ページが調査書となってございます。

続きまして、24ページをお開き願います。

番号5についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は4筆合計8万6千99平方メートルのうち8万3千379平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

利用権の種類は、賃借権、利用目的は畠、利用期間の始期は、令和7年4月1日、終期は、令和12年3月31日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、貸主が経営の縮小、借主が経営の拡大となっております。

なお、25ページが箇所図、26ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、3番佐藤委員から、ご報告願います。

3番（佐藤委員）

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、番号2から番号5に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号2から番号5について、農地の所有権移転、賃借権設定に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人および借主の経営状況や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員3名が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第4号、番号2から番号5についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第4号、番号2から番号5について、「農用地利用集積計画の決定について」を採決いたします。お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第6、議案第5号「荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の27ページをお開き願います。

議案第5号「荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」をご説明申し上げます。

本件は、「農地法の運用について」の制定についての別添「農地法の運用について」

第4の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて、審議を求めるものでございます。

28ページをお開き願います。

農地・非農地の判断対象地一覧表となってございますが、表の左から、番号、土地の所在、地目、面積、所有者氏名となっておりまして、その次の列からが、現地調査年月日、荒廃農地確認日および農地・非農地の判断結果となっております。

農地の利用状況調査につきましては、農地法第30条および「農地法の運用について」の別添第3の規定に基づき、毎年、8月から実施するものであります。今年度においても、3回に分けて実施したところでございます。

第1回目は、8月中旬から9月上旬にかけて、事務局で遊休農地の確認を行っております。

「現地調査年月日」につきましては、第2回目の調査年月日となっておりまして、9月11日から13日の3日間で、推進委員の担当地区ごとに、農業委員と推進委員、事務局職員が現地を確認し、「1号遊休農地緑区分」、「1号遊休農地黄区分」、「再生困難な農地」、のいずれかに該当するのか、協議を行っております。

続きまして、「荒廃農地確認日」につきましては、第3回目の調査年月日となっておりまして、10月10日に、第2回目の調査と同様に、推進委員の担当地区ごとに、農業委員と推進委員、事務局職員が図面と写真により現況を再確認し、協議を行ったうえで、「1号遊休農地緑区分」、「1号遊休農地黄区分」、「再生困難な農地」、のいずれかに該当するのか、最終判断をしていただいたところであります。

なお、この一覧は、第3回目の調査により、「再生困難な農地」、いわゆる「非農地」になるか否かの判断対象となる土地となっており、対象地は計29筆、実面積で4万2千64.36平方メートルとなっております。

「農地・非農地の判断結果」につきましては、空欄になっておりますが、今回、各土地について、ご審議いただきたいと存じます。

なお、この後、ご審議をいただき、「非農地」として議決された場合、各土地所有者に対しまして、「非農地通知書」を送付することになります。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの説明のとおり、この一覧表は、本年実施した農地利用状況調査に基づく結果でございます。

これより、各件について、農地に該当するか否かご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第5号

「荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件については、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、「非農地」と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、各件は、「非農地」と決定いたしました。

次に、日程第7、議案第6号「地域計画に係る目標地図の素案の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の31ページをお開き願います。

議案第6号「地域計画に係る目標地図の素案の決定について」をご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第20条第2項の規定により、農業委員会が素案を作成することとなっておりますことから、議案書の32ページのとおり作成した案について、審議を求めるものでございます

なお、素案の案は、合同会議において説明させていただいたとおりとなっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまから事務局から説明を受けましたが、本件について、目標地図の素案が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第6号「地域計画に係る目標地図の素案の決定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正であると認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第8、報告第1号会長の専決処分の報告について「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の33ページをお開き願います。

報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が4件あったことから、「函館市農業委員会規程」第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

34ページをお開き願います。

このページの番号1から37ページの番号4まで、都市計画区域外2件市街化区域2件、計4件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、その他ですが、4点お話がございます。

1点目ですが、私の会議報告でございます。

11月28日に「令和6年度全国農業委員会会長・代表者集会」に出席しております。

この時は、議員会館へ行って国会議員との懇談を予定しておりましたが、選挙後ということで時間が取ることが出来ず、議員への要請は行いませんでした。

続いて、2点目ですが、「農地パトロールの調査結果」について、推進委員から報告がありましたので、事務局に内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

それでは、農地パトロール調査の結果報告の内容について、ご説明申し上げます。

本調査は、旧亀田地区を対象に、金澤推進委員、佐々木推進委員、山口推進委員の3

名と事務局職員が調査員として調査を実施し、調査範囲内での違反転用など問題となる点がなかったとの報告内容でございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

続いて3点目ですが、次回の総会は、令和7年1月30日木曜日午後2時から、市役所8階第2会議室において開催いたします。

また、議案の締切日は1月6日月曜日となっております。

続いて4点目ですが、次回総会の現地調査日は1月23日木曜日午後1時からとなります。

それでは、1月の現地調査委員を指名いたします。

6番山田委員、7番近江委員、8番菅原委員、以上3名を指名いたします。

3名の方は午後1時に事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上ですが、他に各委員から何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。

17：20

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長 立藏義春

署名委員 山田美代子

署名委員 近江政夫